

一般世帯の申込資格

県営住宅に応募される方は、次のア～キのすべての条件を満たしている必要があります。

ア. 同居又は同居しようとする親族（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます。以下「同居親族」という。）があること。

友人等との寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹を同居者としたり家族を不自然に分割して申し込むことはできません。

また、内縁関係については、住民票で確認できる場合に限りです。

なお、婚約で入居申込みをされる方については、入居可能日までに確実に入籍し入居できることが条件です。

（※申込み時に、単身で出産を予定されている方は、単身世帯となります。）

イ. 申込世帯全員の合計所得による計算後の月収額が、158,000円以下であること。

●「入居収入基準と計算方法」の月収額の計算にあてはめて、収入基準に合うか確かめてください。

●計算後の月収額が158,000円を超える方でも、「**裁量世帯**」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込みができます。

ウ. 現在、住宅に困窮している方

本人及び同居者の所有する住宅（共有持分のある方も含む。）がないこと。また、現在公営住宅に居住している方は原則として申込みをすることができません。

持ち家の方は、原則として入居資格審査時まで本人及び同居者以外に所有権移転登記を完了できる方でないとし申込みできません。

エ. 過去において、申込み世帯全員が県営住宅の家賃等を滞納していないこと。

オ. 外国人については、在留カード及び特別永住者証明書を有していること。

外国人登録証明書が在留カード及び特別永住者証明書としてみなされている期間については、有効とする。

観光目的等による一時滞在者は申込みできません。

カ. 申込者および同居人が暴力団員[※]でないこと。

※注 暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

キ. 申込者本人が成人であること。（結婚されている方は成人とみなします。）

申込者本人が未成年で結婚していない場合は、原則として保護者又は後見人の同意があれば申し込むことができます。

（家族を不自然に分割して申し込むことはできません。）